

横浜市指定定期検査機関公募要項

1 趣旨

横浜市では、計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による定期検査（以下「定期検査」という。）を、適正かつ効率的に実施するため、法第20条第1項で規定する指定定期検査機関（以下「指定定期検査機関」という。）により実施しています。

当該指定定期検査機関の指定を希望する事業者について、本要項の定めるとおり募集します。

2 公募の概要

(1) 公募内容

法第20条に基づく横浜市指定定期検査機関の募集

(2) 指定をする者

横浜市長

(3) 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(4) 指定の範囲

横浜市全域における、計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「政令」という。）第10条第1項第1号に規定するもののうち、ひょう量1トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所等で併せて使用するひょう量1トン未満の特定計量器。

3 定期検査業務の内容（詳細は別添1「特定計量器定期検査業務の基準」参照）

- (1) 定期検査に関すること。
- (2) 不合格特定計量器の措置及び使用者への説明に関すること。
- (3) 特定計量器定期検査の合格を証する帳票等の交付に関すること。
- (4) 特定計量器の使用方の説明に関すること。
- (5) 定期検査結果等の報告に関すること。
- (6) その他特定計量器定期検査について特に必要と認める事項。

(参考) 過去3年度の定期検査実績（個数）※（奇数年度のみの実施）

| 年度 | ひょう量 | |
|-------|------------|-----------------------|
| | ～1,000kg未満 | 1,000kg以上～500,000kg未満 |
| 令和元年度 | 22 | 14 |
| 令和3年度 | 27 | 14 |
| 令和5年度 | 21 | 12 |

4 公募の流れ

(1) スケジュール

| | | |
|---|------------|--|
| ① | 公募要項等の配布期間 | 令和6年10月8日(火) 午前9時00分から 令和6年11月1日(金) 午後5時00分まで |
|---|------------|--|

| | | |
|---|--------------------------|--|
| ② | 電子メールによる 公募に関する質問受付期間 | 令和6年10月8日(火) 午前9時00分から 令和6年10月11日(金) 午後5時00分まで |
| ③ | 公募に関する質問回答期限 | 令和6年10月17日(木) 午後5時00分 |
| ④ | 電子メールによる 申請書類の受付期間 | 令和6年10月30日(水) 午前9時00分から 令和6年11月1日(金) 午後5時00分まで |
| ⑤ | 持参による 申請書類の受付日時 | 令和6年11月1日(金) 午前10時00分から午後4時00分まで (正午から午後1時00分を除く) |
| ⑥ | 結果の通知・公表 | 令和6年12月下旬頃 |

(2) 書類の配布

周知方法及び配布方法

公募要項及び指定申請書(様式第1)を、経済局計量検査所のホームページに掲載します。
ダウンロードしてご利用ください。紙面による配布は行いません。

経済局計量検査所のホームページ

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/keiryo/koubo.html>)

(3) 公募内容に関する質問

公募内容について質問がある場合は、質問受付期間内に電子メール(送信先アドレスは問い合わせ先に記載してあります)により経済局計量検査所へ提出してください。電子メールの件名は、「令和6年度横浜市指定定期検査機関公募に係る質問」とし、メール本文に質問内容と質問担当者の氏名及び電話番号等の連絡先を必ず記載してください。電子メール以外の方法や質問受付期間を過ぎてからの質問には応じません。質問の回答については、経済局計量検査所のホームページに質問回答期限までに掲載します。質問者に対する個別の回答は行いません。

質問回答掲載ページ

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/keiryo/koubo.html>)

5 指定申請の手続き

(1) 応募に関する事項

ア 募集内容

横浜市内全域を対象区域とした、政令第10条第1項第1号に規定するもののうち、ひょう量1トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所等で併せて使用するひょう量1トン未満の特定計量器の定期検査を行う指定定期検査機関。

イ 応募資格

- (ア) 法第27条(欠格条項)の規定に該当しない者
- (イ) 令和3年4月1日以降に完了した、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県並びに同都県内の特定市において、指定定期検査機関としての指定を受けた上で定期検査業務を受託し、業務を行った実績を有すること。
- (ウ) 市税並びに消費税及び地方消費税について滞納又は未申告がないこと

(エ) 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと

(オ) 申請日時点において、横浜市の令和5・6年度一般競争入札有資格者名簿の物品・委託等に登載又は横浜市の令和7・8年度一般競争入札有資格者名簿の物品・委託等に登載見込みの者

(2) 提出書類

ア 指定申請書

経済局計量検査所ホームページに掲載する指定申請書（様式第1）

イ 添付書類

次の表に掲げるもの。

| 添付書類 | | 留意事項 |
|------|---|--|
| ① | 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 | ・登記事項証明書は全部事項証明書（申請日より3か月以内のもの、写し可） |
| ② | 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表 | |
| ③ | 申請の日を含む事業年度及びその翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 | ・定期検査に係る事項と他の業務に係る事項を区分したもの（計量証明検査業務も他の業務とする） |
| ④ | 次に掲げる事項を記載した書面 | |
| | ア 役員の名及び履歴、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「省令」という。）第2条の二に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち、主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合 | <ul style="list-style-type: none"> ・役員全員の氏名及び履歴 ・役員総括表として、役名、氏名、常勤・非常勤別、住所、法人名、役職及び役員就任年月日を記入した一覧表を提出する。 ・構成員の主たる者の氏名は、10名とする。なお、会員の種別がある場合は、種別ごとに10名を記載し、10名に達しない場合は全会員とする。 ・構成員の構成割合 ・組織図を添付する。 |
| | イ 定期検査の業務を行う特定計量器の種類 | ・受任する範囲の特定計量器の種類 |
| | ウ 定期検査の業務を行う地域 | ・受任する範囲の地域 |
| | エ 1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数 | <ul style="list-style-type: none"> ・受任する範囲の1年間に行うことができる検査対象事業所数及び特定計量器数の見込数を記載する。 ・指定計量証明検査機関にあつては、計量証明検査は含めない数とする。 |

| | | |
|---|---|--|
| | オ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及び所有又は借入れの別 | <ul style="list-style-type: none"> ・器具、機械又は装置（以下「検査設備等」という。）の保管場所を明示する。 ・検査設備等を借り入れる場合にあっては、貸借契約書の写しを添付する。 |
| | カ 定期検査を実施する者の資格及び数 | <ul style="list-style-type: none"> ・計量士登録証の写し、短期計量修了者にあっては、修了書を添付する。 |
| | キ 定期検査以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の種類ごとに事業規模及び概要を記載する。 |
| | ク 手数料の額 | <ul style="list-style-type: none"> ・手数料条例に定める額とする。 |
| ⑤ | 申請者が法第27条(欠格条項)各号の規定に該当しないことを説明した書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が欠格条項に該当しない旨を説明した書類（誓約書等） |
| ⑥ | 申請者が省令第2条の三(適合要件)の各号の規定に適合することを説明した書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が適合要件の各号の規定に適合することを説明した書類（誓約書等） |
| ⑦ | 本募集要項5(1)イ(イ)の実績を証する書類の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・契約内容、契約期間、契約者双方が確認できる書類（委託契約書等）の写し |
| ⑧ | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が指示したもの |

(3) 提出形式及び部数

ア 電子ファイルの場合は、指定申請書及び添付書類の全てをPDFファイルに変換した上で、電子メールに添付して提出してください。

イ 書面の場合は、指定申請書、添付書類の順に並べてファイル綴りとしたものを1組として、正本1組、副本5組を経済局計量検査所まで持参して提出してください。この際に收受印を付した副本1組を返却します。

(4) 申請の受付

ア 電子ファイルの場合は、申請受付期間内に電子メール（送信先アドレスは問い合わせ先に記載してあります）により経済局計量検査所へ提出してください。電子メールの件名は「令和6年度横浜市指定定期検査機関公募に係る申請」とし、指定申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を添付し、メール本文に本申請担当者の氏名及び電話番号等の連絡先を必ず記載してください。申請受付期間を過ぎてからの申請は無効となります。

イ 書面の場合は、申請書類を経済局計量検査所まで直接ご持参ください。持参以外の方法では受理しません。なお、持参以外の方法で提出された申請書類の返送等は致しません。

(5) 留意事項

ア 申請者は申請書類の提出をもって、公募要項の記載内容について承諾をしたものとみなします。

イ 提出された申請書類は理由のいかんを問わず返却しません。

ウ 提出された申請書類は、横浜市指定定期検査機関の指定以外の目的には使用しません。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づく情報開示請求が提出された場合は、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

エ 本件の応募に要する費用は申請者の負担となります。

オ 審査及び確認のために、資料等の追加提出を求める場合があります。

6 審査に関する事項

(1) 審査の方法

応募資格を確認後、申請書類について、法に基づく基準（別添2「計量法第28条に基づく基準」参照）に基づき、法及び指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号）への適合可否を確認します。

なお、確認の一環として現地検査を実施する場合があります。その際は、立合い及び質疑応答にご協力いただきます。

(2) 応募多数の場合

複数の応募があった場合は、審査基準を満たす全ての応募者を指定します。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、申請者に遅滞なく通知するとともに、経済局計量検査所のホームページに掲載し、公表します。

7 業務委託について

業務委託にあたっては、指定定期検査機関の指定とは別に、当該定期検査実施年度毎に業務委託の契約締結を行います。

なお、指定定期検査機関が複数となる場合は、入札にて受託者を決定します。契約にあたっては本市が定める入札・契約関係規程を十分にご確認ください。

8 窓口・問い合わせ等

郵便番号231-0005 横浜市中区本町6-50-10（市庁舎31階）

横浜市経済局市民経済労働部消費経済課 計量検査所

E-mail:ke-keiry@city.yokohama.lg.jp

電話：045-671-2587 ファックス:045-664-9533

注) 直接来庁、郵送、電話及びファックスによる申請及び公募内容に関する質問はお受けしません。必ず指定の方法及び期間にお願いします。詳しくは本要項をご覧ください。